

**【変更認定申請書提出の要・不要について】**

①2025年10月からの支援区分を日本学生支援機構（JASSO）のスカラネット・パーソナルで確認してください。

スカラネット・パーソナルで支援区分を確認する方法についての詳細はこちら（2ページ目を参照）⇒ [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku\\_kakei/tsujo/\\_icsFiles/afieldfile/2025/07/02/ps\\_kakunin.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/_icsFiles/afieldfile/2025/07/02/ps_kakunin.pdf)

②「2025年9月まで(前期)の認定事由及び減免区分」（前期分授業料等減免認定結果通知書に記載しています。スカラネット・パーソナルでも支援区分の確認可能）と「2025年10月からの支援区分」（①で確認した支援区分）の認定事由が変更になる場合は、**A様式 2-3（変更認定申請書）**を提出してください。

- ・ I区分、II区分、III区分 ⇒ **認定事由「授業料等負担が困難」**
- ・ I区分(多子)、II区分(多子)、III区分(多子)、IV区分(多子)、多子世帯 ⇒ **認定事由「多子世帯」**
- ・ 「一」または「一(停止)」 ⇒ **支援対象外**

**【早見表】**      ○：変更認定申請書の提出が必要      ー：変更認定申請書の提出は不要

		10月からの支援区分								
		I	II	III	I (多子)	II (多子)	III (多子)	IV (多子)	多子 世帯	支援 対象外
9月までの支援区分	I	ー	ー	ー	○	○	○	○	○	ー
	II	ー	ー	ー	○	○	○	○	○	ー
	III	ー	ー	ー	○	○	○	○	○	ー
	I(多子)	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	II(多子)	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	III(多子)	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	IV(多子)	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	多子世帯	○	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー
支援対象外	ー	ー	ー	○	○	○	○	○	ー	

A様式 2-3（変更認定申請書）は、以下の本学ホームページに掲載しています。

<https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/tuition-info/4178/>

学生生活支援課（幸町キャンパス学生会館 2F）でも配布しています。